

国鉄改革完遂！  
当たり前の労働運動  
を前進させよう！

J R  
東海労

静岡

J R東海労働組合静岡地方本部  
静岡市葵区黒金町 68  
NTT 054-284-3608  
FAX 054-283-6365  
発行責任者 植松 昌彦  
2017年6月17日 No. 21

## パワハラを許さないシリーズ③

# とても不可解な？現場 管理者の動向！！

シリーズ①②で明らかにしたとおり、富士川駅に異動となった当該組合員は、指導担当社員から訓練の際に、更にはお客様のいる窓口でも、「罵声・机を叩く・蹴る」等のパワハラを連日のように受けていました。

不思議なことに、現場管理者はこの指導担当社員に対して、注意どころか「黙認」をしていました。何故でしょうか？

3月9日、東京高裁は「静岡掲示物不当撤去控訴審」で、会社の不当労働行為を認める判決を下しました。

これはあくまでも想像ですが「タイミング良く東海労組合員が、富士川駅に来た」ここに、「何かの力」が働いたのではないのでしょうか？

現場のパワハラを容認し、適切な指導が出来ない管理者は必要ありません。第二、第三のパワハラ犠牲者が出ないことを、心から祈ります。

**精神的健康は基本的人権である！**

**パワハラは病気や生産性低下となる！**

**この様な管理者を会社は擁護するのか?!**